大分県立工科短期大学校ＰＲ動画制作委託業務　募集要項

別紙２

1. 競技に付する事項

　（１）業務名

大分県立工科短期大学校ＰＲ動画制作委託業務

　（２）業務仕様書

別紙のとおり

　（３）業務の履行期間

令和６年11月25日から令和７年３月10日まで

　（４）上限額

１，６５０，０００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税　１５０，０００円）

1. 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

（１）県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。

（３）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（４）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　 暴力団員が役員となっている事業者

エ　 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ　 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ　 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ　 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク　 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

1. 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は次のすべての書類を提出すること。

○企画提案の提出書類（提出部数：正本　１部、副本（正本の写し）　9部）

※提出書類についての注意事項

・すべてＡ４サイズとし、Ａ３サイズは折り込むなどして編纂すること。

①大分県立工科短期大学校ＰＲ動画制作委託業務企画提案申込書（様式１）

②提案者概要書（様式２）

③事業内容（様式自由）

・仕様書に沿って本事業の趣旨を踏まえて企画・提案をすること。なお、本業務に

関連した過去の実績や、本業務の遂行に活用できるネットワーク等（企業・専門家の人脈等）も記載すること。

④見積書（様式自由、実施予定の事業毎等、項目ごとにその単価、金額を記載）

・消費税及び地方消費税を含まない金額を明記すること。

⑤業務実施体制（様式３）

⑥誓約書（様式４）

⑦定款（写し）

⑧役員名簿

⑨直近１年間の事業報告書、収支計画書等（様式自由）

1. 質問の受付及び回答

（１）受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」（別紙様式）にて行うものとし、電子メールの

みで受け付ける。電子メールの件名は、「大分県立工科短期大学校ＰＲ動画制作委託業務に係る質問書」とすること。

（２）質問書の提出先及び提出期限

①　提出期限　令和６年10月11日（金）17時まで

②　提出先 大分県立工科短期大学校　学生支援班

E-mail　a14311@pref.oita.lg.jp

（３）回答

令和６年10月16日（水）まで（予定）に参加申込者すべてに対し、電子メール

で回答する。

（４）その他

質問事項の回答については、本募集要項の追加または修正と見なす。

1. 企画提案書の提出

（１）提出期限

令和６年10月31日（木）１２時まで（必着）

（２）提出方法

持参または郵送により、下記の提出先に提出すること。

（３）提出先

大分県立工科短期大学校　学生支援班

〒871-0006　大分県中津市東浜407-27

電話　0979-23-5500

FAX　0979-23-7001

1. 企画提案書の審査及び結果の通知

（１）提案書の審査

「大分県立工科短期大学校ＰＲ動画制作委託業務審査委員会」（以下「審査委員

会」という。）が評価点方式による審査を行う。

（２）プレゼンテーション

開催日（予定）：令和６年11月12日（火）

開催場所（予定）：大分県立工科短期大学校

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、時

間等の詳細については、別途起案者に通知する。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

（３）審査基準

概ね次のとおり。

・視聴者が工科短大への次のアクションを起こすようなインパクトのある内容と

なっているか。

・本校について十分理解し認知度を上げるための伝えたい情報が盛り込まれているか。

・KPIが明確になっており、十分な閲覧数が見込まれるか。

・高校生とその保護者が興味・関心を持てる内容、構成になっているか。

・アンケートのターゲットは偏りがない選出となっているか。

・スマートフォンなどの媒体を使用した際に、見やすい構成となっているか。

・提案内容を確実に履行できる組織体制が整っているか。

・業務内容及び業務量に応じた算定根拠が明確に示されているか。

（４）審査結果の通知

審査の結果については、後日、提案者あて通知する。

1. 業務委託契約の締結

県は、審査の結果を踏まえて採択予定者を決定し、事業内容及び委託金額について

双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求める場合がある。

1. 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合,

受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合には、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

1. その他企画提案等にかかる留意事項

（１）説明書の承諾

提案書は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみ

なす。

（２）提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。また、この企画案にかかる審査以外には

使用しない。

（３）提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切

認めない。

（４）提案にかかる費用負担

提出書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とする。

（５）提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合

②提案に参加する資格がない者が提案したとき

③住所、氏名若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場

合

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

（６）提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡すること。

1. 留意事項

（１）県は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示するこ

とができること。

（２）その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施工令及びその他関係法

令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例、規則等に従うこと。

1. 本企画提案競技に関する問い合わせ先

大分県立工科短期大学校　学生支援班　山下

〒871-0006　大分県中津市東浜407-27

電話　0979-23-5500

FAX　0979-23-7001

　　【問い合わせ受付期間】

令和６年９月30日～令和６年10月11日（土日祝を除く。）の午前９時から午後５時まで